

事 務 連 絡
令和6年4月26日

各都道府県宗教法人事務担当課 御中

文化庁宗務課

令和六年能登半島地震による災害に係る宗教法人法
第25条第1項の規定による毎会計年度終了後の財
産目録及び収支計算書の作成等の義務の免責に係る
期限について（周知）

平素から宗務行政に御尽力いただき、御礼申し上げます。

本日、「令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令」（令和6年政令第178号。以下「本政令」という。）が公布・施行されました。本政令は、本年1月11日に公布・施行した「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和6年政令第5号。以下「指定政令」という。）において定めた特定義務の免責期限（令和6年4月30日）について、一部の義務の期限を新たに設定するものです。

令和6年1月12日付け5文庁第4713号文化庁次長「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の施行に伴う宗教法人事務の取扱いについて（通知）」において、指定政令の施行に伴う宗教法人事務における措置について通知したところですが、本政令の施行に伴い、本年5月1日以後の取扱いについては、下記の事項に留意の上、取り計らい願います。

記

令和六年能登半島地震による災害の被害者は、指定政令第2条及び第4条により、本年1月1日以後に履行期限の到来する義務について、期限内に履行されなかった場合であっても、本年4月30日までに履行された場合は、行政上及び刑事

上の責任は問われないこととされ、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 25 条第 1 項及び第 4 項、第 49 条の 3 第 1 項、第 52 条第 1 項、第 53 条、第 54 条、第 56 条から第 58 条までに規定する義務の履行期限が、本年 1 月 1 日以後に到来するものについて、本年 4 月 30 日までに履行された場合は、同法第 88 条第 4 号、第 5 号、第 7 号及び第 9 号に規定する過料に処すための措置を行わないこととされたところ。

上記措置について、免責期限の翌日以降も継続する必要があるときは、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号）第 3 条 3 項に基づき、政令で、条項ごとに、新たに、免責期限を定めることができるとされており、本政令第 3 条の規定に基づき、宗教法人法第 25 条第 1 項の規定による毎会計年度終了後の財産目録及び収支計算書の作成の義務並びに同条第 4 項の規定による同条第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げる書類の写しの提出の義務の免責期限については、本年 10 月 31 日となる。

(参考)

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(抄)
(平成8年法律第85号)

(趣旨)

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び景観法(平成十六年法律第百十号)による応急仮設住宅の存続期間等の特例について定めるものとする。

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となった法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となった者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

2～4 (略)

○令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令(抄)(令和6年政令第178号)

(宗教法人法第二十五条第一項の規定による毎会計年度終了後の財産目録及び収支計算書の作成等の義務の不履行についての免責期限)

第三条 令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行であって、次に掲げ

る義務に係るものについての免責期限は、令和六年十月三十一日とする。

一 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第二十五条第一項の規定による毎会計年度終了後の財産目録及び収支計算書の作成の義務

二 宗教法人法第二十五条第四項の規定による同条第二項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる書類の写しの提出の義務

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○宗教法人法(抄)(昭和26年法律第126号)

第三章 管理

(財産目録等の作成、備付け、閲覧及び提出)

第二十五条 宗教法人は、その設立（合併に因る設立を含む。）の時に財産目録を、毎会計年度終了後三月以内に財産目録及び収支計算書を作成しなければならない。

2・3 (略)

4 宗教法人は、毎会計年度終了後四月以内に、第二項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。

5 (略)

第十章 罰則

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、宗教法人の代表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一～三 (略)

四 第二十五条第一項若しくは第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類若しくは帳簿の作成若しくは備付けを怠り、又は同条第二項各号に掲げる書類若しくは帳簿に虚偽の記載をしたとき。

五 第二十五条第四項の規定による書類の写しの提出を怠つたとき。

六～十一 (略)